

県南広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年3月25日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1（1）路線名 折壁大原線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 一関市大東町大原字七切63番3地先から字上一ノ通47番1地先まで
    - イ 一関市大東町大原字下一ノ通54番地先から字八幡館43番19地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成26年3月28日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
    - イ 期間 平成26年3月25日から同年4月25日まで
- 2（1）路線名 江刺室根線
  - （2）供用開始の区間 一関市大東町大原字稗ノ沢25番7地先から15番5地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成26年3月28日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
    - イ 期間 平成26年3月25日から同年4月25日まで